



福祉

高齢者相談窓口

問>介護長寿課 ☎893-4411 (内線172・204)

高齢者の皆様が、いつまでも健やかに住み慣れた地域で安心して生活していただくために、相談窓口として日常生活圏域ごとに「地域包括支援センター」を設置しております(計4か所設置)。社会福祉士や保健師、主任介護専門員などの専門スタッフを配置し、介護保険に関する相談や権利擁護、高齢者の健康づくりなど、さまざまな面から支援をします。

▶地域包括支援センター

施設名	住所	電話番号
ふてんま	蒼天腿1-9-3	☎943-4165
かいほう	真志喜2-22-2	☎942-8377
ふれあい	真栄原3-20-12	☎897-4165
ぎのわん	宜野湾3-3-13 宜野湾記念病院内(2F)	☎896-1339

高齢者福祉(介護保険)

問>介護長寿課 ☎893-4411 (内線167~169・189)

◎ 介護保険

介護保険のしくみ

介護保険は市町村が保険者となって運営し、40歳以上の方が負担する保険料と公費によって保険給付費がまかなわれます。

40歳以上の方で、介護が必要となった場合、受けた介護サービス費用の9割または8割が保険から給付されます。その際、1割または2割の自己負担があります。

被保険者と保険料

65歳以上の方は第1号被保険者、40歳~64歳までの方は第2号被保険者になります。

◎第1号被保険者…65歳以上の方

保険料は宜野湾市に納めます。年額18万円以上の公的年金受給者は、年金から天引き(特別徴収)となり、その他の方は納付書等による納付(普通徴収)となります。

◎第2号被保険者…40歳~64歳までの方

保険料は、給料の額等に応じて徴収され、医療保険の保険料に上乗せして医療保険者に納めます(国民健康保険、各種健康保険組合、政府管掌保険等)。

第2号被保険者については、初老期の認知症や脳卒中等老化にともなう病気(特定疾病)が原因で、介護が必要と認められた場合にサービスを利用できます。

◎ 介護保険で受けられるサービス

■在宅サービス

▶居宅介護支援(ケアマネジメント)

介護サービス計画の作成や、サービス提供機関と連絡調整を行います。このサービスは保険から10割給付されるため、利用者負担はありません。

◎家庭を訪問してのサービス

▶訪問介護(ヘルパー) ※予防の方は総合事業へ移行

在宅で、ホームヘルパー等から受ける入浴・トイレ・食事等の介護やその他日常生活上のお世話です。

▶訪問入浴介護

在宅で、浴槽を提供されて受ける入浴の介護です。

▶訪問リハビリテーション

在宅の要介護者等が、在宅で受ける、身体の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法等のリハビリテーションです。

▶医師等の指導(居宅療養管理指導)

病院・診療所・薬局の医師・歯科医師・薬剤師等から受ける療養上の管理と指導です。

▶訪問看護

看護師等が家庭を訪問して、療養上の世話や、診療の補助等を行います。



福祉



福祉

◎施設へ通所または短期間利用してのサービス

▶**通所介護（デイサービス）** ※予防の方は総合事業へ移行
日帰り介護施設等で入浴・食事の提供やその他の日常生活上のお世話と機能訓練等のサービスです。

▶**通所リハビリテーション（デイケア）**

老人保健施設、病院・診療所で受ける、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

▶**短期入所生活介護（ショートステイ）**

特別養護老人ホーム等が短期間預かり、入浴・トイレ・食事等やその他の日常生活上のお世話と機能訓練を行うサービスです。

▶**短期入所療養介護**

介護老人保健施設・介護療養型医療施設等への短期入所で受ける、看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上のお世話をするサービスです。

◎福祉用具や住宅改修等のサービス

▶**福祉用具の貸与**

日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練に資するとともに利用者を介護する者の負担軽減を図るため用具（車いすやベッド等）を貸与するサービスです。

▶**福祉用具の購入**

福祉用具のうち、貸与になじまない排せつや入浴に使われる道具を購入する際に、購入費の一部を支給するサービスです。

▶**住宅改修費の支給**

手すりの取り付けや段差の解消等住宅改修費用の一部を支給するサービスです。

▶**特定施設入所者生活介護**

介護保険の事業所指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等で、生活しながら利用できる介護サービスです。

■地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は宜野湾市の住民に限定され、市が事業者の指定や監督を行います。

▶**小規模多機能型居宅介護**

住み慣れた地域にある小規模な施設に日帰りで通うこと（通所）を中心に、状況に応じて泊まったり（宿泊）、自宅に訪問してもらったりしながら介護を受けます。自宅で安心して生活し続けるためのサービスです。

▶**認知症対応型共同生活介護**

認知症の高齢者が、家庭的な環境で共同生活をしながら、介護や日常生活上の世話を受けられます。

▶**地域密着型通所介護**

日帰り介護施設等で入浴・食事の提供やその他日常生活上のお世話と機能訓練等のサービスです。（利用定員が18人以下の通所介護事業所）

▶**認知症対応型通所介護**

認知症の方を対象とした通所介護です。少人数で家庭的な雰囲気、通所により入浴や食事介助、リハビリやレクリエーションなどをして過ごします。

■施設サービス

施設サービスは、要介護と認定された方が利用できるサービスです。

▶**介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方に介護を行います（要介護3以上）。

▶**介護老人保健施設（老人保健施設）**

病状が安定した状態にあり、リハビリや介護が必要な方に、機能訓練や日常生活への支援を行います。

▶**介護療養型医療施設（療養型病床群等）**

病状が安定しており、医療の必要性が高い等の理由で長期間にわたり療養が必要な方に、介護等の世話や機能訓練・医療を行います。

■支給限度額

サービスを利用した場合、原則として費用の1割または2割を負担して、9割または8割が介護保険から給付されます。

ただし、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額が自己負担になります。

①居宅サービス費区分支給限度額基準額（平成27～29年度）

要介護度	1か月に利用できる金額の上限（めやす）	上限まで利用した場合の自己負担額（めやす） （1割負担の場合）
要支援1	50,030円	5,003円
要支援2	104,730円	10,473円
要介護1	166,920円	16,692円
要介護2	196,160円	19,616円
要介護3	269,310円	26,931円
要介護4	308,060円	30,806円
要介護5	360,650円	36,065円

②福祉用具購入費支給限度基準額

10万円（支給限度額の管理期間は、毎年4月から1年間）

③住宅改修費支給限度基準額

20万円（支給限度額の期間はありませんが、要介護状態が著しく高くなった場合や転居した場合は、再度利用ができます）

▶**利用者負担（利用料）の支払い**

介護保険では、介護サービスを利用する際にかかった費用の1割または2割を、サービス提供事業所に支払っていただきます。残りの9割または8割は原則として現物給付（保険から給付）されます。

また、施設に入所した場合、施設介護サービス費の利用者負担（1割または2割）のほかに、食費の一部も負担していただきます。

なお、保険料の滞納があった場合、現物給付されている1割または2割分を償還払い※とする方法や、保険給付率を7割に減額される場合があります。

※償還払い＝サービス費用の全額を利用者が支払い、後に市の窓口申請することによって、9割または8割分を市から払い戻しを受ける方法

▶施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用したときは、施設サービス費の1割、居住費、食費、日常生活費が自己負担となります。

$$\begin{array}{c} \text{施設サービス費} \\ \text{の1割} \\ \text{または2割} \end{array} + \text{居住費} + \text{食費} + \text{日常生活費} = \text{自己負担}$$

要介護認定を受けている方で、世帯全員が住民税非課税等一定の要件を満たす場合、申請にもとづき介護保険施設の入所、またはショートステイ利用時の居住費（滞在費）と食費に関して、自己負担額の上限が設定されている認定証を交付します。（認定証には有効期限があります。期限切れの場合、新たに申請していただく必要があります）

▶**高額介護サービス費**

同一世帯に複数の介護サービス利用者がある場合等、利用者負担が著しく高額になった場合、上限額を越えた部分については、申請にもとづき高額介護サービス費が支給されます。低所得の方には、負担が重くならないように低い上限額が設定されています。

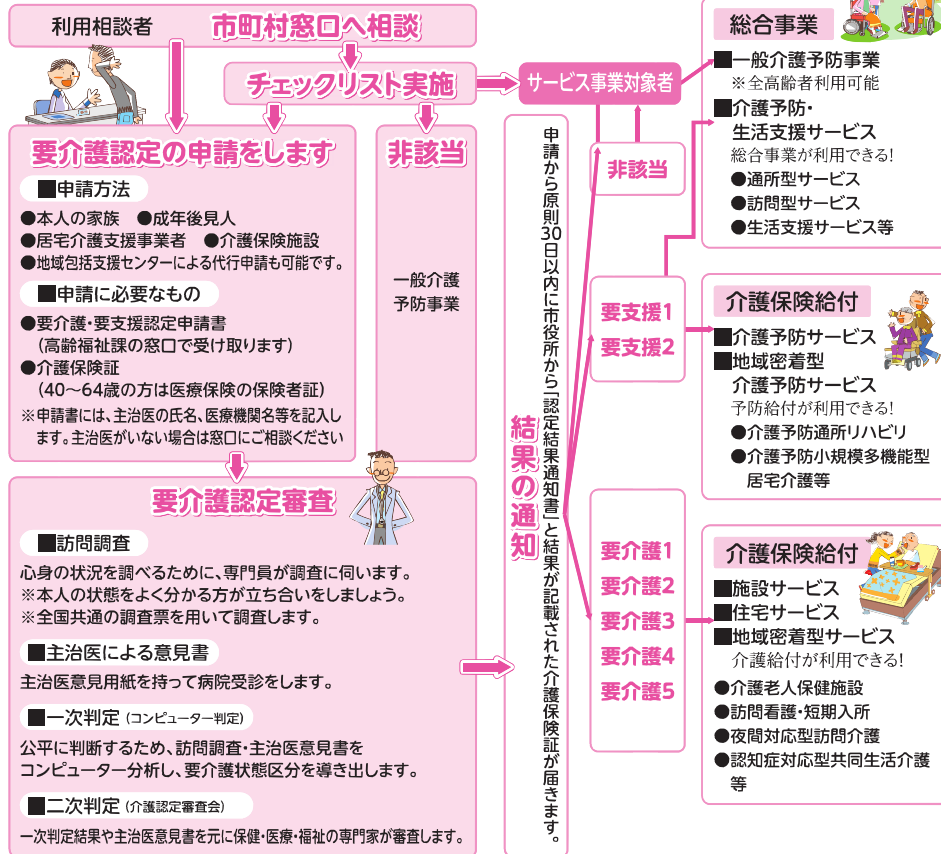
▶**高額医療・高額介護合算制度**

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担が、決められた限度額を500円以上超えた場合、申請すると超えた分が支給される制度です。



介護サービスの利用手続きへの道

様々なサービスを利用してより良い暮らしを...



届け出一覧

こんな時には届け出を	届け出に必要なもの	手続き方法
要介護認定を受ける時	①認定申請書 ②被保険者証 65歳以上の方…介護保険証 40～64歳の方…医療保険証	本人・家族等が要介護認定の申請書を提出してください。 居宅支援事業者等の代行申請も可能です。
転入するとき	「認定を受けている方」 介護保険受給資格証明書 「認定を受けていない方」 特に必要ありません。	転入した日から14日以内に介護長寿課で手続きをしてください。 被保険者証を後日郵送します。
市外へ転出するとき (認定を受けている方)	被保険者証	被保険者証を転出届出の際にお持ちいただくか、郵送で介護長寿課までお返しください。 認定を受けている方は、介護保険受給資格証明書をお渡しいたしますので転出先に提出してください。
市内転居・氏名を変更したとき	被保険者証	新しい被保険者証を郵送いたしますので、お持ちになっている被保険者証を介護長寿課までお持ちいただくか、郵送でお返しください。
被保険者が亡くなったとき	被保険者証	お持ちになっている被保険者証を介護長寿課までお持ちいただくか、郵送でお返しください。
被保険者証をなくしたとき	身分を証明するもの (健康保険証等)	再交付いたしますので、介護長寿課で手続きをしてください。

高齢者の生きがい

● 老人福祉センター

問>介護長寿課 ☎893-4411 (内線206)

健康で生きがいのある生活が送れるよう、60歳以上の方を対象に、健康増進や教養講座、自主活動(サークル)等の場を提供しています。

● シルバー人材センター

問>☎893-6828

シルバー人材センターは、高齢者の豊かな経験、知識や技能を活かして、就業機会の確保や社会参加、福祉の増進を図り、高齢者の能力をおおいに発揮できる生き生きとした活力ある地域社会を目指しています。

高齢者とその家族のために

高齢者やその家族が安心して暮らせるように、市では、緊急通報システムの設置、さまざまなサービスや手当等の支給を行っています。

● 緊急通報システム

問>介護長寿課 ☎893-4411 (内線172)

一人暮らしのお年寄りが、安心して暮らせるように緊急通報装置を設置いたします。緊急時にペンダント式の発信器で通報センターへ連絡が行えるものです。

▶対象者…65歳以上で、常時見守りを必要とする“虚弱な”一人暮らしの方または高齢者世帯

MEMO

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

食の自立支援事業

問>介護長寿課 ☎893-4411 (内線172)

要介護1以上の認定を受け、調理が困難な市県民非課税世帯65歳以上で一人暮らし及び高齢者のみの世帯で市内に支援者が居住していない者。

- ▶利 用 料…1食300円(普通食)、400円(特別食)
▶利用回数…週5回まで(昼食のみ)

家族介護用品支給事業

問>介護長寿課 ☎893-4411 (内線172)

在宅高齢者を介護している家族等へ、介護用品を給付することにより家族の身体、精神、経済的負担の軽減を図ります。

- ▶対象者…以下の要件をすべて満たす方が対象となります。
①宜野湾市に住民票を有する
②介護保険の認定が「要介護4」または「要介護5」
③世帯員全員が市県民税非課税
④在宅で介護を受けている
⑤家族が隣地で事実上同居に近い形で介護にあたっており家族および高齢者が非課税世帯に属するとき
▶給付額…1人あたり月額6,250円(消費税込)
▶給付対象となる介護用品…紙おむつ、使い捨て手袋、尿取りパット、おしり拭き、おむつカバー

災害時要援護者避難支援事業

問>宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会
(宜野湾市社会福祉協議会内) ☎892-6525

宜野湾市では、災害時に一人で避難することが困難な方や、何らかの手助けを必要とする方に対し、災害時要援護者登録の推進と登録者への避難誘導や安否確認等を行う事業を展開しています。

登録者に対しては、事前に各関係機関への個人情報提供に同意を頂いており、日頃から災害時に備え、役所や社協、自治会・民生委員をはじめとする地域の方々や関係機関などでスムーズな情報共有が図れる体制づくりに取り組んでおります。

本件についての詳しいことやご不明点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

健康安心キット

問>健康増進課 ☎898-5583

高齢者の安全・安心を守る取り組みとして、65歳以上の方を対象に健康安心キットを配布する事業です。

万一の緊急事態に本人等が病状等を説明することが出来ない場合、キットの情報を活用して適切で迅速な救急医療を行います。

- ▶対象者…宜野湾市内に在住している65歳以上の方(世帯に1セット)

認知症サポーター養成講座

問>介護長寿課 ☎893-4411 (内線183)

認知症は、誰にでも起こる可能性のある脳の病気です。認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かく見守り支える人のことを言います。講座では、「認知症について」「認知症の方との接し方」等を学びます。宜野湾市では、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指しています。

- ▶対 象…地域、職場、学校等、概ね10人以上の団体
▶時 間…60～90分程度
▶講 師…キャラバン・メイト(登録ボランティア)
▶受 講 料…無料
▶受講方法…希望の日時・場所を決めて介護長寿課に連絡
※希望日の1カ月前までにご連絡をお願いします。

宜野湾市認知症高齢者等 おかえり支援ネットワーク事業

問>介護長寿課 ☎893-4411 (内線183)

認知症等により行方不明になる不安を感じている方の登録を行い、認知症高齢者等および家族等の安全・安心な生活を支援します。

- ▶対 象…宜野湾市内在住の認知症の方(若年性認知症の方も含む)
▶利 用 料…無料
▶必要な物…本人の顔写真、全身写真、申請者(家族等)の印鑑

高齢者地域生活支援事業

問>宜野湾市社会福祉協議会 ☎892-6525

◎あしび村やーティサービス事業

地域の公民館に月4回集まり、趣味の講座や地域でやりたいことを計画し事業を実施して生きがいづくり活動を行う。

- ▶対 象 者…おおむね65歳以上の高齢者
▶費 用…参加費 1回100円(食事、教材費は実費自己負担)

◎軽度生活援助事業

家屋内の整理整頓や食材の買い物等の軽度な援助・見守りを行います。

- ▶対 象 者…介護保険のサービスを受けていない65歳以上の独居又は高齢者世帯
▶利 用 料…1時間当たり100円

◎一人暮らし老人等保健飲料給付事業

独居高齢者の自宅に週1回保健飲料を届け、コミュニケーションの機会を作るとともに見守り支援を行います。

- ▶対 象 者…65歳以上独居高齢者又は65歳未満の1人暮らしの身体障害者

◎在宅高齢者寝具洗濯乾燥消毒事業

年1回、寝具類一式(敷布団・掛け布団・毛布等の各1枚)の洗濯、乾燥、消毒を行います。

- ▶対 象 者…65歳以上の独居・高齢者世帯で心身の障害や疾患により寝具類の衛生管理が難しい方。

障がい者(児)福祉

各種手帳

問>障がい福祉課 ☎893-4411 (内線217・491・161・162)

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもので、身体障害者手帳を持つことによって様々なサービスが受けられるようになります。手帳は、重度から順に1級～6級に区分されていますが、さらに障がいの視覚、聴覚(平衡)、音声言語、肢体不自由、内部障害(呼吸器や心臓、腎臓、膀胱又は直腸、小腸等)に分けられます。交付を希望される方は、以下のものを持参して、障がい福祉課に申請してください。

- ①診断書
所定の様式があり、障がい福祉課で準備しています。診断書は、身体障害者福祉法第15条第1項で指定された医師に書いてもらってください。診断書を書いてもらってから、3ヵ月以内に申請してください。
- ②顔写真
1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)
※1年以内に撮影した写真をご用意ください。
- ③印かん
※申請していただいてから、通常3ヶ月程度で手帳が交付されます。ただし、提出していただいてから診断書・意見書の内容に疑義ある場合には指定医への照会等で日数がかかることがあります。
- ④個人番号が記載されているもの
個人番号カードまたは個人番号の通知カード

療育手帳

療育手帳は、知的障がい者(児)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種支援サービスを受けやすくするため、本人又は保護者の申請により、交付される手帳です。手帳は、重度から順にA1・A2・B1・B2に区分されています。

交付を希望される方は、以下のものを持参して、障がい福祉課に申請してください。生育歴などについての聞き取り調査を行いますので、手帳を申請される方のこれまでの生活について詳しい方の同伴をお願いします。

- ①顔写真
1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)
※3ヵ月以内に撮影した写真をご用意ください。
- ②印かん
- ③母子手帳
※申請していただいてから、しばらく後に児童相談所あるいは更生相談所から判定の案内があります。判定からおおむね2ヶ月程度で療育手帳が交付されます。相談所の状況によっては、日数がかかることがあります。

障がい福祉課 ☎893-4411
給付係 (内線217・491・161・162)

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいのある方が、政令に定める症状にあると認められた場合に交付されるものです。手帳は、重度から順に1級～3級に区分されています。手帳交付を希望される方は、以下の書類をご持参ください。

◎精神障がいによる障害年金を受給している方

- ①申請書
病院窓口と障がい福祉課窓口で準備しています。
- ②年金証書の写し、又は振込通知書の写し(年金番号の記載があるもの)
- ③同意書
病院窓口と障がい福祉課窓口で準備しています。障害等級等について、社会保険事務所へ照会することに対する同意書です。
- ④印かん
- ⑤写真(タテ4cm×ヨコ3cm)
※申請時から1年以内に撮影したもの

◎障害年金を受給していない方

- ①申請書
病院窓口と障がい福祉課窓口で準備しています。
- ②診断書
所定の様式があり、病院窓口で準備しています。
- ③印かん
- ④写真(タテ4cm×ヨコ3cm)
※申請時から1年以内に撮影したもの

◎特別障害給付金を受給している方

- ①申請書
病院窓口と障がい福祉課窓口で準備しています。
- ②特別障害給付金受給資格者証(特別障害給付金支給決定通知書)
- ③同意書 ④印かん
- ⑤写真(タテ4cm×ヨコ3cm)
※申請時から1年以内に撮影したもの

障がい福祉課 自立支援係 ☎893-4411
(内線216・467・163・164・286)

◎医療費助成・公費負担

問>障がい福祉課 ☎893-4411(内線217・491・161・162)

【重度心身障害者(児)医療費助成

重度の心身障がい者(身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2該当者)の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分を助成する制度です。

【更生医療・育成医療

身体障がいをもたらしている一定の症状(放置すればその身体障がいの状態が永続する)に対して医学的処置を行うことによって、日常生活活動が回復又は向上する可能性が認められる場合に適用される特別の医療で、県の指定医療機関でのみ受けられます。

【精神障害者通院費公費負担制度

精神障がい者が病院または診療所に通院治療を行うことによって適正な治療が受けられるようにするため、それに要する医療費を公費で負担する制度です。

障がい福祉課 自立支援係 ☎893-4411
(内線216・467・163・164・286)

◎各種手当

【特別障害者手当

問>障がい福祉課給付係 ☎893-4411(内線217・491・161・162)

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳以上の障がい者に支給される手当です。

【障害児福祉手当

問>障がい福祉課給付係 ☎893-4411(内線162・217)

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の障がい児に支給される手当です。

【特別児童扶養手当

問>児童家庭課 ☎893-4411(内線182)

身体や精神に障害がある20歳未満の児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

◎障害福祉サービス

問>障がい福祉課 ☎893-4411(内線163・164・216・243・286・467)

【障害福祉サービスとは

障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざした、障害者総合支援法による自立支援給付と地域生活支援事業があります。また、児童福祉法に基づく障害児通所支援もあります。

【サービスの利用の仕方

- ①支給の申請 ②勘案事項調査
- ③サービス等利用計画案の提出
- ④支給の要否決定(認定) ※介護給付サービスを希望される18歳以上の方は、市審査会による障害支援区分の認定を経ての決定となります
- ⑤サービスの契約・利用・提供 ⑥利用者負担(費用の1割)
- ⑦事業者が市町村に代理受領請求 ⑧支払い

【サービスを利用したときにかかる費用

サービスの定率負担は、所得に応じて次の所得区分に月額負担上限額が認定され、一月に利用したサービス量に関わらずそれ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税の世帯に属する者	0円
一般1	居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者で市町村民税課税世帯に属する者(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く	9,300円
	居宅で生活する障害児で市町村民税課税世帯に属する者(所得割28万円未満)	4,600円
一般2	上記以外の人	37,200円

【障害福祉サービス、障害児通所支援の内容

◎介護給付

障害程度が一定以上の方に生活上または療育上の必要な介護を行います。

介護給付で利用できるサービスは、次の10種類です。

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴や排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護が必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◎訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

訓練等給付で利用できるサービスは次の4種類です。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型＝雇用型、B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

◎障害児通所支援

障がい児に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適応できるよう、療育を通して支援を行います。

児童発達支援【対象…未就学児】	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援【対象…未就学児】	肢体不自由の障がい児が対象で、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス【対象…就学児】	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

◎サービス等利用計画

計画相談支援 障害児相談支援	障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画の作成や、一定期間ごとのモニタリングを行います。
-------------------	---

◎その他支援事業

問>障がい福祉課 ☎893-4411(内線161・162・217・491)

【意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人との意思疎通を仲介するために、手話通訳等の派遣を行います。

- ①病院 体の具合が悪い。健康診断を受けたい。
- ②学校 入学式、卒業式、授業参観、懇談会、家庭訪問等。
- ③会社 面接・上司と話をしたい。
- ④行政機関等 各種手続き、相談。
- ⑤その他 銀行、郵便局等。

【補装具給付事業

補装具は、身体障害者手帳の所持者が、失われた部位や身体機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる用具であり、購入又は修理の申請があれば、障がい者世帯の所得に応じて、その費用の一部又は全部を公費で負担します。

日常生活用具給付事業

重度の心身障がい児者に対し、日常生活を容易にするため特殊ベッド、手すり、入浴補助用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う事業です。大別して6種の用具に分けられていますが、いずれの種目も障がい者が安全かつ容易に使用できるもので実用性があり、自立を支援し社会参加を促進すると認められるものと定義付けられています。

日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護者の一時的な負担軽減を図ります。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。

小児慢性特定疾病児

在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活に必要な用具を給付することにより、日常生活の便宜及び家族等の介護負担の軽減を図り、福祉の増進に資することを目的としています。

重度身体障害者住宅改造費助成事業

重度身体障がい者の日常生活を容易にし、在宅での生活を支援するため、居室、浴室、台所等の住宅改造に必要な経費を助成する制度です。対象者は身体障害者手帳1級、2級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいのみ)、視力障害を有する方で、世帯の所得による制限があります。

相談支援事業

障がいのある方、その他保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

障害者社会参加促進事業

障がい者が地域社会の一員として社会に参加し安心して地域生活が送れるよう、点字・声の広報発行事業、奉仕員養成事業、重度身体障害者移動支援事業、地域生活アシスタント事業、自動車運転免許取得・改造費助成事業等があります。

相談等

生活保護

問>生活福祉課 ☎ 893-4411 (内線174・489)

日本国憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定められています。この権利を具体的に実現するために作られたのが生活保護制度です。

生活保護を受けるには生活福祉課までお気軽にご相談ください。また、生活の不安や困りごとがある場合は、一人で悩まず、深刻化する前に早めにご相談ください。

民生委員・児童委員

問>福祉総務課 ☎ 893-4411 (内線128・129)

民生委員児童委員とは？

民生委員児童委員は「社会奉仕の精神」「基本的人権の尊重」「政党・政治目的への地位利用禁止」を基本姿勢として、地域住民の皆さんの立場に立って活動を行っています。

民生委員児童委員は地域における行政と市民のパイプ役です。どこへ聞いたらいいのかわからない、困ったなと思うことがあれば、お気軽にご相談ください。

どんな活動をしているの？

社会調査活動	担当地区内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
相談活動	地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。
情報提供活動	社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
連絡通報活動	住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるように関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプ役を務めます。
調整活動	住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。
生活支援活動	住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を作っていきます。
意見具申活動	活動を通して得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協を通じて関係機関などに提起します。

宜野湾市には4つの単位民児協があり、各単位民児協には互選によって選ばれた代表者(会長)がいて、毎月1回以上、正副会長会を開いています。

また単位民児協も毎月1回の定例会を開催し、委員の連携を図っています。

お住まいの地域を担当する委員を知りたいときは、福祉総務課にお問い合わせください。

ひとり親の福祉

母子父子寡婦福祉資金の貸付

問>児童家庭課 ☎ 893-4411 (内線263)

母子・父子・寡婦家庭の方に対して、沖縄県が実施している貸付事業です。

児童扶養手当

問>児童家庭課 ☎ 893-4411 (内線182・179)

母子・父子家庭の児童の母や父、または父また母が身体などに重度の障がいがある児童の母や父、あるいは母や父にかわって、その児童を養育している方に対し、申請により支給されます。

受給資格者

●「対象となる児童」を養育している方
この場合の児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、または一定の障害の状態にある20歳未満の方。

手当の額

手当の額は、受給資格者又はその配偶者及び扶養義務者の前年の所得によって決まります。(所得制限あり)

区分	全額支給の場合	一部支給の場合
児童1人のとき	月額42,290円	月額42,280円～9,980円
児童2人のとき	上記に9,990円加算	上記に5,000円～9,980円加算
児童3人以上のとき	上記に1人につき5,990円加算	上記に1人につき3,000円～5,980円加算

※一部支給の場合は受給者の所得に応じて支給額が決定されます。

母子・父子自立支援員

問>児童家庭課 ☎ 893-4411 (内線263)

母子・父子自立支援員は、母子・寡婦・父子家庭を対象に、自立に必要な情報提供・相談、職業能力の向上や求職活動に関する支援をしています。

- 母子父子寡婦福祉資金貸付
- 資格取得・就労相談
- 日常生活支援事業(ヘルパー派遣)
- その他

▶受付時間…10:15～17:00

※来所の際はご予約ください。

寡婦(夫)控除みなし適用について

問>保育課 ☎ 893-4411 (内線176～178)

- 寡婦(夫)控除とは？
夫(妻)と死別、あるいは離婚後に婚姻をしていない方に対し、一定の条件を満たす場合所得控除が受けられる制度です。
- 寡婦(夫)控除みなし適用とは？
保育料の算定に際しては、「所得税額」又は「住民税の課税状況」により算定しますが、「婚姻によらずにひとり親となった方(税法上の寡婦控除の対象外の方)」に対しても、寡婦控除をみなし適用し、保育料を算定することとします。また、宜野湾市の場合は保護者が父・母いずれの場合もみなし適用します。
- 寡婦(夫)控除みなし適用の対象者
「婚姻によらずにひとり親となった方」のうち、保育料が発生(3・1階層以上)している方。
※1階層又は2・1階層の方は既に保育料が免除されているため対象外となります。
※対象者となるかどうかについては12月31日現在の状況で確認します。
- 寡婦(夫)控除みなし適用の手続きの
①対象者が保育料(減免・猶予)申請書により保育課窓口申請してください。
②保育課で審査し、保育料(減免・猶予)決定通知書により結果を通知します。
※みなし適用を行っても保育料が減免されない場合があります。

母子及び父子家庭等医療費助成

問>児童家庭課 ☎ 893-4411 (内線342・573)

母子・父子家庭の児童とその父母、および父母のいない家庭の児童が入院または通院による治療を受けた場合、医療費の一部を助成します。

児童は18歳(18歳になった最初の3月末日)までが補助の対象となります。

助成の範囲

各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が対象となります。

一部負担金

▶通院…1人1ヶ月1診療科目につき、1,000円

▶入院…一部負担金なし

ただし、食事療養費は除きます

自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金

問>児童家庭課 ☎ 893-4411 (内線263)

ひとり親家庭で、自立に向けて教育訓練を受講したり、養成機関で修業したりする場合に給付される制度です。(事前に母子父子自立支援員との面談が必要です。お問い合わせください)